

法律クリアの 広告コピー講座

◇ 5 ◇

今週の広告コピー参考実例

- ・抗酸化作用の高いアスタキサンチン
- ・火傷治療など再生医療で使用される信頼の成分「EGF」
- ・新陳代謝を高め、シワの改善に役立つ成分「ホエイ（乳酸菌発酵液）」

化粧品の効能効果を訴求する際、成分の効能や機能性の側面から訴求する手法があります。

エイジングケア化粧品、手づくり化粧品などの広告でよく見受けられます。例えばこんな表示を見つけました。

・抗酸化作用の高い〇〇（成分名）
「△△」のエキス。肌老化を抑制。
新陳代謝を高め、シワの改善に役立つ成分です。

××（商品名）は漢方生薬エキスの配合にこだわって生まれた化粧品です。

薬事法では、化粧品の成分表示においても、効能効果の逸脱や保証、安全性の保証につながる表示を禁止しています。これは、各成分（原材料）の効能効果は、製品の効能効果とイコールとみなされているためです。

成分表示で記載すべきこと、記載できない内容について改めて整理してみました。

- ・特定成分（原材料）を特記表示する際は、その配合目的を併記する
「配合目的」とは、各成分（原材料）の効能効果のこと。商品の配合成分中、

久保京子 プロフィール



86年慶応義塾大学文学部卒業後、花王株式会社に入社。07年から財団法人日本産業協会にて、電子商取引モニタリング調査に携わる。09年にネットショップの広告表記や顧客サービスのコンサルティングを行う株式会社フィデスを設立、代表取締役社長に就任。

特に訴求したい成分のみを目立つように表示する場合は、「配合目的」を成分名の前後に記載し、成分と配合目的を対応させるように表示します。

- ・配合目的は化粧品に認められた効能効果の範囲内で効能効果や安全性を保証してはいけない

例えば、「肌老化を抑制」「新陳代謝を高め、シワの改善」といった、化粧品に認められた効能効果を逸脱した表現はNGです。また、「美容成分」「高機能成分」など、化粧品の効能効果にない効果を記載する場合は、何をもちその機能をうたっているのかを明記し、効能効果を逸脱しないようにします。

- ・化粧品成分で、医薬品という印象を与えるもの、薬理効果を明示または暗示する表示もダメです

例えば、「漢方成分抽出物」や、「生薬エキス」、「薬草抽出物」のように名称に「薬」の字が含まれる成分表示は認められていません。

- ・配合目的を併記しなくてもよい場合
全成分表示ですべての成分を同等に表示する際や、「植物成分」「海藻エキス」「動物成分」「ハーブエキス」など、個別成分でなく総括的成分の場合は、配合目的を併記しなくてもOKです。
(毎週掲載)

成分表示で訴求する効能効果
安全性にも注意を